

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年12月1日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、区内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・都への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」の実施に関する事務を行う。 具体的には、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いて以下の事務で取り扱う。 ①住民情報システムと連携し、予防接種システムより予防接種の対象者データの抽出 ②抽出した対象者データに基づき、予防接種を受ける際に必要な定期予防接種予診票(以下「予診票」という。)を予防接種の種類ごとに作成 ③予診票、予防接種の案内、契約医療機関一覧を封筒に同封し、対象者への個別発送 ④予防接種を実施した者の予診票が医師会および契約医療機関より送付された後、予防接種の種類ごとに、予防接種システムへ実施記録を登録 ⑤定期予防接種は種類ごとに接種期間が決められており、対象者で未接種の者を予防接種システムより抽出し、接種勧奨を個別に通知 ⑥転入及び紛失等にて、予診票がない住民より予診票の交付申請があった場合には、予防接種の履歴を確認し、予診票を作成する。 ⑦定期予防接種依頼書の発行 ⑧定期予防接種実施状況の報告 ⑨予防接種証明書の発行 ⑩健康被害救済の給付 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務】 ①予防接種システムへ予防接種対象者及び発行した接種券番号の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	〔 30万人以上 〕 ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	予防接種システム
②システムの機能	①対象者抽出機能：予診票を発送する定期予防接種対象者のデータを抽出する機能 ②登録照会機能：予防接種を実施した者の記録を登録、照会する機能 ③帳票の発行機能：予診票の発行や、予防接種証明書の発行機能 ④統計機能：予防接種の種類ごとの実施人数、未接種者数を検索する機能 ⑤庁内連携機能：住民情報システムと連携し、転入、転出等の情報がシステムに反映される機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他（)

システム2

①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	①宛名管理機能：住民記録システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能：個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能：統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能：各業務で管理している提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能：中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務にファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー)

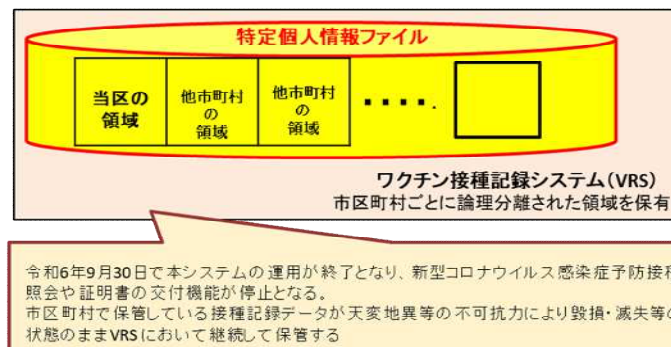
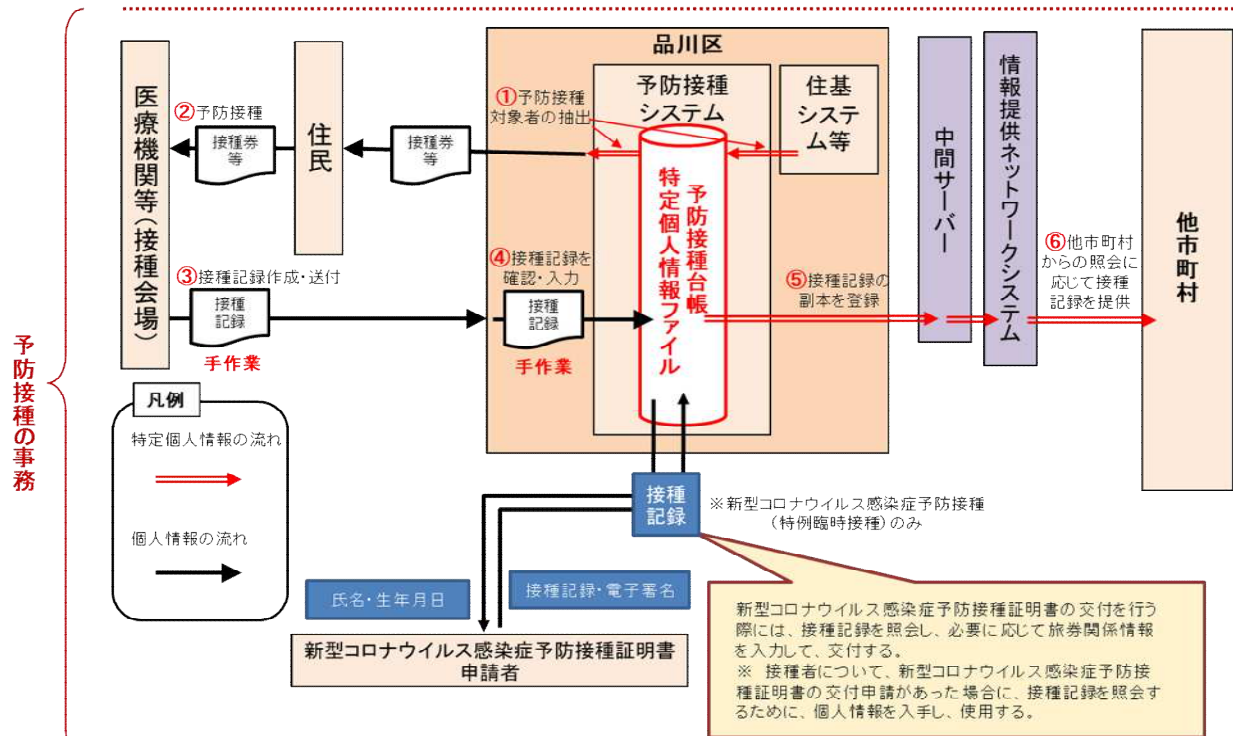
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムおよび住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・令和6年9月30日時点における接種記録等の特定個人情報の保管
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種法及び新型インフルエンザ等特別対策措置法等関連法令に基づき、予防接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を確認し、区内における予防接種の実施状況についての的確に把握する必要がある。また、健康被害が発生した際に迅速な救済を図るため。
②実現が期待されるメリット	・接種履歴を管理することにより、接種時期や年齢、回数や接種間隔等の誤りを防止し、健康被害を防ぐとともに、健康被害発生時の対応を迅速に行うことができる。 ・個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種のものについて接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号利用法 ・第9条第1項、別表10の項、別表93の2の項 2. 番号利用法第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務関係】 3. 番号利用法 ・第19条第6号（委託先への提供）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会: 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表25、26、27、28、29 情報提供: 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表25、26
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

予防接種に関する事務概要 全体図

予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。
また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、必要に応じて旅券関係情報を入力して交付する。



(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法その他関連法令で規定されている対象者のうち、個人番号を有する者
その必要性	各種予防接種の対象者を把握し、予防接種に関する事務を行う上での基礎として利用するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [☐] その他 (予防接種履歴情報)
その妥当性	【その他識別情報(内部番号)】 個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。 【4情報】 送付先等の把握、予防接種履歴の登録に使用するため。 【連絡先(電話番号)】 届出内容に不明点があった際の問い合わせのため。 【健康・医療関係情報】【障害者福祉関係情報】【生活保護・社会福祉関係情報】 定期予防接種の対象者の確認、自己負担額免除者の確認に使用するため。 【その他(予防接種履歴情報)】 定期予防接種対象者の予防接種履歴を管理するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、生活福祉課、障害者支援課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県知事又は市町村長 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③入手の時期・頻度	・現住者の住民票関係情報は、住民基本台帳システムから日次連携により取得する。 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度取得する。 ・予防接種健康被害による給付に関する申請情報は、障害年金は年1回、医療費・医療手当は年2回を基本として、本人または法定代理人等からの申請により取得する。 ・戸籍および住民票に記載のない児童の特定個人情報については、予診票発行の申請時に取得する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度取得する。
④入手に係る妥当性	・住民票関係情報については、住民基本台帳法本人情報確認事務であるため、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、住民記録台帳システムから随時取得する。 ・予防接種健康被害の給付に関する申請情報は、予防接種法施行規則第10条、第11条および第11条の4に基づき取得する。 ・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」の記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。
⑤本人への明示	・住民票関係情報、身体障害者手帳情報および生活保護情報については、個人情報保護に関する法令に基づき取得・利用している。 ・予防接種健康被害の給付に関する申請関係情報の取得については、予防接種法施行規則第10条、第11条および第11条の4に明記されている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務＞ ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県、市区町村からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。												
②保管期間	期間 [5年]	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	予防接種に関する記録は、予防接種法施行規則第3条で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされている。												
③消去方法		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種システム>

1. 宛名番号
2. 漢字氏名
3. かな氏名
4. 生年月日
5. 年齢
6. 性別
7. 住登外者情報
8. 郵便番号
9. 住所
10. 電話番号
11. 接種名称
12. 接種数(期・回数)
13. 接種区分
14. 接種種別
15. Lot番号
16. 接種量
17. 登録日
18. 接種日
19. 接種医療機関
20. 予診票発行情報
21. 依頼書発行情報
22. 証明書発行情報
23. 自己負担区分
24. 生活保護等受給者情報
25. 障害者情報

<番号連携サーバー>

27. 個人番号
28. 団体内統合宛名番号

<中間サーバー>

29. 情報提供用個人識別符号

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)
- ・接種名称
- ・接種種別
- ・接種量
- ・登録日
- ・接種医療機関
- ・予診票発行情報

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・申請書の内容や本人確認書類を照合し、対象者以外の情報の入手防止に努める ・予防接種システムにて対象者を検索する際、生年月日、氏名、住所等で照合し、対象者以外の情報の入手防止に努める ・市内連携システムとの連携は、インタフェース仕様に基づき、対象者以外の情報や必要外の情報は入手しない。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務における追加措置> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号利用法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を工夫する。また、他自治体から情報を入手する際は必要な情報以外の情報を入手してしまうことがないよう、事務マニュアルを整備し処理の標準化を図る。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口において申請等があった場合、記載された申請書等は、窓口から離席する際は携行する等、職員の管理下に置くことを徹底する。 ・予防接種システムにアクセスした際には処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・申請書等と照合情報との相違がある場合は、申請者等に聞き取りを行い、申請書の内容を補正し、正確性を確保する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	①既存住民基本台帳システム及び団体内統合宛名システムから入手した住民票関係情報並びに他システムから入手した資格情報等(課税区分、生保区分等のプラグ情報)については、入手元において本人確認を行っている。 ②窓口において入手する場合には、対面で個人番号カード又は身分証明書等の提示を受け、本人確認及び個人番号の真正性の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手の段階において本人確認及び特定個人情報の正確性を確保している。 ・予診票送付により、万が一誤りを指摘された場合には、すぐに調査を行い修正を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人情報の記載のある文書は、鍵付の書庫に保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・予防接種システムにログインする際、IDとパスワードの入力が必要となり、特定の職員や作業従事者のみ照会できる	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・宛名システム等は、必要な情報以外の紐付けが行われないよう、システム上で制限している。 ・他機関連携においては、事務に必要な情報の定められたインタフェースに基づいて連携しており、番号利用法に定められた情報のみを提供するように制限している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	予防接種事務を行う上で必要な情報のみ連携している。	
その他の措置の内容	予防接種システムでは、管理者が職員ごとにアクセスできる項目を定めており、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムの利用可能な職員を特定し、職員ごとにIDとパスワードを設定し、承認を行っている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	人事異動があった場合には、適宜、システムに反映させている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	権限変更があった場合には、適宜、システムに反映させている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得するとともに、不正に利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意することで抑止を図る。 ・従業者に対するセキュリティ教育を年に1度行っている。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、情報管理者の監督のもと、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」を遵守するよう指導し、契約時にその内容を含める。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・予防接種システムの利用に際して、IDとパスワードが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。 ・スクリーンセ이버等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。 ・予診票を印刷する際に、データの抽出を行う際は、利用可能な操作者を限定している。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	①委託先の社会的信用と能力を確認する。 ②委託契約書及び「個人情報の保護に関する特記事項」により、個人情報の秘密保持、安全管理についての責任体制の整備等必要条件を付す。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における追加措置> 品川区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	①委託先には作業責任者及び作業従事者の届出を義務付けている。 ②閲覧又は更新権限を持つ者は必要最小限とする。 ③閲覧又は更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ④閲覧又は更新の履歴を記録し、必要に応じて不正な使用の有無を確認できるようにする。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供、ならびに当該情報の外部持ち出しを認めないことを契約書上明記する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先等への定期的な視察を行っている。 ・個人情報の管理状況について、日常運用においてチェックし、必要に応じて調査も行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託業者は、この契約による事務を終了したとき、または委託元が請求したときは、この契約に係る個人情報を直ちに委託元に返還しなければならない。また、機器の廃棄時は、磁気記録等装置に記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または磁気記録等装置を物理的に破壊した上で撤去し、データ消去証明書を提出することを契約に含めている。	
委託契約書中の特定個人情報の取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	委託先に対して、個人情報保護に関する法令に基づき、以下の規定を記載している。 ・直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また契約期間満了後も同様とする。 ・個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。また第三者に提供してはならない。 ・個人情報の全部または一部を許可なく複写し、または複製してはならない。許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却裁断等により利用できないように処分しなければならない。 ・個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。 ・契約を終了したとき、または委託者が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに返還しなければならない。 ・委託者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査または調査をし、必要な報告を求め、または委託事務の処理に関して指示を与えることができる。 ・事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって報告し、委託者の指示に従わなければならない。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する	
その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における追加措置> 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<区における措置> ①番号利用法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 ②システムの利用可能な職員を特定し、職員ごとにIDとパスワードを設定し、承認を行っており、承認された職員以外が情報を入手できないように制御を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[十分に遵守している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・記録媒体、紙媒体は鍵付の書庫に保管する。 ・データ消去処理は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	

⑥技術的対策	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に入力してしている 2) 十分にしている 3) 十分にいない
具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も随時行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県、市区町村からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・死者も現存者と同様の管理となっている	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・指定の保持年数を経過した場合に物理削除。 ・磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または物理的に破壊する仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または物理的に破壊する仕組みとしている。 ・申請書類等については、『品川区文書取扱規程第21条』に基づき適切な処理を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	・特定個人情報の保護を担保するために、毎年評価書の記載通りの運用がなされているか「特定個人情報保護評価書運用報告書」で見直しを行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、必要な監督をする。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	評価実施機関内の内部監査を「情報セキュリティ監査実施ガイドライン」に基づき、以下の観点により定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。なお、情報セキュリティ監査統括責任者は、副統括情報セキュリティ責任者(システム所管課長)をもって充て、情報セキュリティ監査統括責任者が指名する監査人によって、当監査を行う。 ・評価書記載事項と運用実態について確認する。 ・特定個人情報を取扱うシステムについて、適切なセキュリティ対策が実施され、かつ有効に機能していることを確認する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、必要な監督をする。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する法令に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。 ・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティおよび個人情報保護研修を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	

3. その他のリスク対策

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜事務運営に関する責任者の関与の仕組み＞

・副区長を議長とし、業務責任者をメンバーとする情報管理安全対策会議を設置し、特定個人情報をはじめとする個人情報保護や情報セキュリティ等に係るリスク管理を行う。

・情報管理安全対策会議では、リスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめ、情報漏えい等のセキュリティ事案が発生した場合の対応訓練等の諸活動について、計画策定、実施状況のモニタリングを行い、各種の課題・問題を把握し、継続的な運用改善を行う。

＜特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応＞

以下①～⑦について「マイナンバー事務に係る緊急事案等の報告手順」に則り対応する。

- ①組織内における報告、被害の拡大防止
- ②事実関係の調査、原因の究明
- ③影響範囲の特定
- ④再発防止策の検討・実施
- ⑤影響を受ける可能性のある本人の連絡等
- ⑥事実関係、再発防止策の公表
- ⑦個人情報保護委員会への報告

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区 保健予防課 予防接種担当
②請求方法	本人が窓口または郵送で所定の様式により開示請求を申請する。
特記事項	
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 手数料額: 写しの交付1枚につき10円 (手数料額、納付方法: 納付方法: 窓口の場合は現金、郵送の場合は納付書により金融機関に) て納付
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種台帳ファイル
公表場所	第三庁舎3階 区政資料コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年6月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「品川区区民意見公募手続の実施に関する要綱」に基づき、区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、「広報しながわ」に、番号制度の概要と合わせ意見募集を行うことの記事を掲載し、品川区役所HP、区の広報紙への掲載(7月11日号)、保健予防課窓口、区政資料コーナーにおいて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和6年7月11日～令和6年8月12日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	予防接種に関する事務概要全体図において、縦円筒形の図はデータベースであれば、ファイルとするのではなくデータベースと明記すべきではないか。
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年9月17日
②方法	品川区個人情報保護審議会による第三者点検を実施
③結果	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	—	本文中の「番号法」の表記について「番号利用法」に変更	事後	
令和6年6月1日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務】 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券番号の登録を行う。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務】 ①予防接種システムへ予防接種対象者及び発行した接種券番号の登録を行う。	事後	
令和6年6月1日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他：ワクチン接種記録システム（VRS）	（削除）	事後	
令和6年6月1日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	④情報提供機能：各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。	④情報提供機能：各業務で管理している提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。	事後	
令和6年6月1日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム（VRS）への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・令和6年9月30日時点における接種記録等の特定個人情報の保管	事後	
令和6年6月1日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	その他：予防接種システム	（削除）	事後	
令和6年6月1日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	—	（削除）	事後	
令和6年6月1日	I-5 個人番号の利用 法令上の根拠	・第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	（削除）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	I-5 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項、別表第一10の項、別表第一93の2の項 2. 番号法第9条第1項別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務関係】 3. 番号法 ・第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・第19条第6号（委託先への提供）	1. 番号利用法 ・第9条第1項、別表10の項、別表93の2の項 2. 番号利用法第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務関係】 3. 番号利用法 ・第19条第6号（委託先への提供）	事後	
令和6年6月1日	I-6 情報提供ネットワークシステム における情報連携 ②法令上の根拠	情報照会：番号法第19条第8号 別表第二項 番 16の2、16の3、17、18、19、115の2 情報提供：番号法第19条第8号 別表第二項 番 16の2、16の3、115の2	情報照会：番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表25、26、27、28、29 情報提供：番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表25、26	事後	
令和6年6月1日	II-3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元、②入手方法	その他：ワクチン接種記録システム（VRS）	（削除）	事前	
令和6年6月1日	II-3 特定個人情報の入手・使用 ③、④、⑤、⑧の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務 委託事項4	3. 特定個人情報の入手・使用 ③、④、⑤、⑧の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 委託事項4（新型コロナウイルスワクチン住民接種事務運営業務委託）	3.③、④、⑤、⑧の記載から削除 委託事項4を削除	事前	
令和6年6月1日	II-3 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	—	本文中の「品川区情報公開・個人情報保護条例」の表記について「個人情報保護に関する法令」に変更	事後	
令和6年6月1日	II-4 特定個人情報の取り扱いの委託	—	本文中の「番号法」の表記について「番号利用法」に変更	事後	
令和6年6月1日	II-4 特定個人情報の取り扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）内に記録されている令和6年9月30日時点の特定個人情報ファイルの保管	事後	
令和6年6月1日	II-4 特定個人情報の取り扱いの委託 委託事項3 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの適切な保管のために取り扱う必要がある。	事後	
令和6年6月1日	II-4 特定個人情報の取り扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他：LGWAN回線を用いた提供（VRS）	（削除）	事後	
令和6年6月1日	II-5 提供先1 ①法令上の根拠	番号利用法 第19条第8号 別表二の16の2の項	番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表25	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	Ⅱ－5 提供先2	－	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ－5 提供先3 ①法令上の根拠	－	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ－5 提供先4	－	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県、市区町村からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、 消去することができない。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－2 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	－	本文中の「番号法」の表記について「番号利用法」に変更	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－2 特定個人情報の入手 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における追加措置	2. 特定個人情報の入手 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転入者本人からの個人番号の入手 ・他市区町村からの個人番号の入手 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	2. から「申請書からの個人情報の入手」以外の記載を削除。	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－2 リスク4 リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－2 リスク4 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－3 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置の内容	・他機関連携においては、事務に必要な情報の定められたインタフェースに基づいて連携しており、番号利用法別表第2に定められた情報のみを提供するように制限している。	・他機関連携においては、事務に必要な情報の定められたインタフェースに基づいて連携しており、番号利用法に定められた情報のみを提供するように制限している。	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－3 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	(削除)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	Ⅲ－3 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるのログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－3 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－3 特定個人情報の使用 リスク2 アクセスの管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－3 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－3 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－4 特定個人情報の取り扱いの委託 情報保護管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における追加措置＞ 品川区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における追加措置＞ 品川区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	Ⅲ－4 特定個人情報の取り扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－4 特定個人情報の取り扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定	－	本文中の「品川区情報公開・個人情報保護条例」の表記について「個人情報保護に関する法令」に変更	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－4 特定個人情報の取り扱いの委託 その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における追加措置＞ 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務における追加措置＞ 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール順守の確認方法	－	本文中の「番号法」の表記について「番号利用法」に変更 本文中の「品川区情報公開・個人情報保護条例」の表記について「個人情報保護に関する法令」に変更	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスクおよびそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ 特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。	(削除)	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	－	本文中の「番号法」の表記について「番号利用法」に変更	事後	
令和6年6月1日	Ⅲ－7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策(具体的な対策の内容)	(追加)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	Ⅲーフ 特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策(具体的な対策の内容)	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事前	
令和6年6月1日	(上段の続き)	(上段の続き)	④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和6年6月1日	(上段の続き)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録していない。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 - 証明書交付センターシステムとVRS間の通信はLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(削除)	事前	
令和6年6月1日	Ⅲーフ 特定個人情報の保管・消去 リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順-手順の内容	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	Ⅲ－７ 特定個人情報情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県、市区町村からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。	事前	
令和6年6月1日	Ⅳ－１ 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、必要な監督をする。	事前	
令和6年6月1日	Ⅳ－１ 監査 ②監査 具体的な内容	（追加）	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
令和6年6月1日	Ⅳ－１ 監査 ②監査 具体的な内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、必要な監督をする。	事前	
令和6年6月1日	Ⅳ－２ 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	－	本文中の「品川区情報公開・個人情報保護条例」の表記について「個人情報保護に関する法令」に変更	事前	
令和6年6月1日	Ⅳ－２ 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	（削除）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	Ⅳ－3 その他のリスク対策	(追加)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和6年6月1日	Ⅳ－3 その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	(削除)	事前	
令和6年6月1日	(別添1) 事務内容	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	
令和6年6月1日	(別添2) ファイル記録項目	＜予防接種システム＞ 24. 生活保護等受給者情報 25. 公害被害対象者情報 26. 障害者情報 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・接種回（1回目/2回目/3回目）	＜予防接種システム＞ 24. 生活保護等受給者情報 25. 障害者情報 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（特例臨時接種）に関する記録項目＞ ・接種回（1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目）	事前	
令和6年6月1日	Ⅴ－1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②手数料等	手数料額: 1件につき300円、写しの交付1枚につき10円	手数料額: 写しの交付1枚につき10円	事後	
令和6年9月30日	Ⅰ－1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」及び同法第46条に基づく「住民接種」の実施に関する事務を行う。	法改正による修正 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」の実施に関する事務を行う。	事後	
令和6年9月30日	(別添1) 事務の内容	予防接種台帳管理システム	予防接種システム	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元、②入手方法	(追加)	〔○〕 本人又は本人の代理人 〔○〕 紙	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	〔○〕 電子メール	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・医療機関で実施した予防接種に関する記録を回収した医師会および医療機関より月1回取得する。 ・23区間の協定に基づき他区で接種した区民の予防接種に関する記録は、他区より年2回取得する。 ・品川区が発行した予防接種実施依頼書に基づき他自治体で実施した予防接種に関する記録は、他自治体および接種医療機関からの実施報告書により随時取得する。 ・生活保護、身体障害者手帳情報については、所管する部署から予防接種の予診票発行時に取得する。	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・予防接種に関する記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に示されてるとおり記録・保管する目的で取得する。	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・予防接種に関する記録については、予防接種法等関連法令（予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7）に、区市町村が予防接種に関する記録の作成・保管する義務が明記されており、予防接種票においても、接種済の予防接種票が区に提出されることを明記し、本人（親権者）から署名を得た上で取得。 ・他自治体で予防接種を実施する際の予防接種に関する記録の入手については、区発行の依頼文に、実施した予防接種に関する記録について依頼先自治体より報告を受けることを明記している。	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	予防接種健康被害は政治の給付の決定	予防接種健康被害の給付の決定	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ－6 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間	予防接種に関する記録は、予防接種法施行令第6条の2で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされている。	予防接種に関する記録は、予防接種法施行規則第3条で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされている。	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[] 提供・移転しない	[○] 提供・移転しない	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・移転は、庁内ネットワーク内や庁内システム間連携のみであり、連携時のログにより確認できる。	未解決！	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録	記録を残している	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・移転は、庁内ネットワーク内や庁内システム間連携のみであり、連携時のログにより確認できる。	(削除)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール	定めている	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ルール内容及び遵守の確 認方法	・番号利用法で定められた事項及び『個人情報 保護に関する法令』の定めに従いルールを遵守 する。	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 リスクへの対策は十分か	十分である	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	・システムで制御した上で、庁内ネットワーク以 外での移転を禁止している。	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクへの対策は十分か	十分である	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容	・品質やセキュリティが保証されている連携シス テムでのみの移転に限定している。 ・移転に関する連携システムで十分な検証を行 う。	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ－5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクへの対策は十分か	十分である	(削除)	事後	
令和6年9月30日	Ⅵ－2 国民・住民等からの意見の聴 取 ④主な意見の内容	－	予防接種に関する事務概要全体図において、 縦円筒形の図はデータベースであれば、ファイ ルとするのではなくデータベースと明記すべきで はないか。	事後	
令和6年9月30日	Ⅵ－2 国民・住民等からの意見の聴 取 ⑤評価書への反映	－	なし	事後	
令和6年9月30日	Ⅵ－3 第三者点検 ①実施日	－	令和7年9月17日	事後	
令和6年9月30日	Ⅵ－3 第三者点検 ②方法	－	品川区個人情報保護審議会による第三者点検 を実施	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	VI-3 第三者点検 ③結果	—	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められた。	事後	